

---

---

母子・父子・寡婦福祉

---

---

## 第15 母子・父子・寡婦福祉

### 1 ひとり親家庭への支援

様々な事情でひとり親家庭となった母親又は父親は、社会的にも経済的にも、また精神的にも不安定な状態に置かれがちであるため、直接的、間接的に児童福祉が損なわれる可能性が高いとされている。

このようなひとり親家庭を対象に、その児童の健全な育成とひとり親の健康で文化的な生活を保障することを目的に、相談窓口の設置及び資金援助に関する事業を実施している。

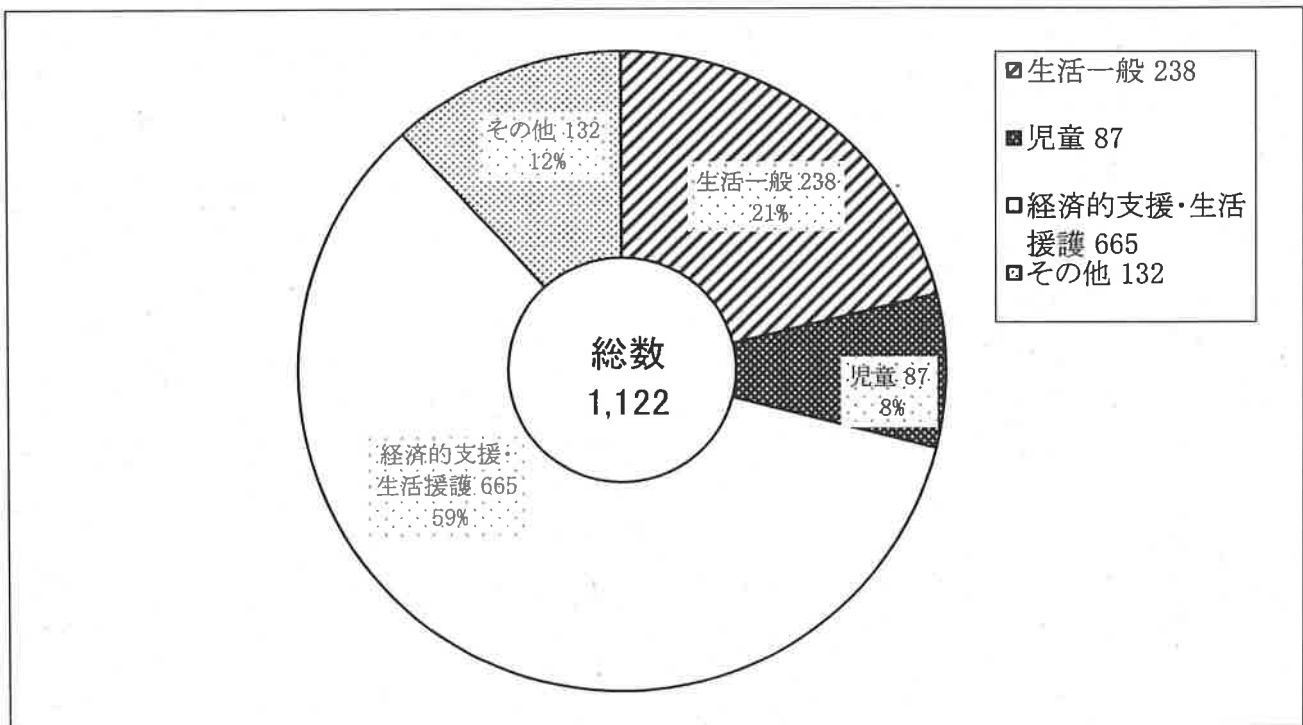
#### (1) 相談業務(ひとり親家庭相談)

平成30年度相談件数

(単位:件)

区 分	母子家庭・寡婦	父子家庭	合 計
生活一般に関する相談	234	4	238
児童に関する相談	81	6	87
経済的支援や生活援護に関する相談	639	26	665
その他	132	0	132
合 計	1,086	36	1,122

相談種別による相談件数比



(2) 資金貸付

① 母子・父子・寡婦福祉資金

ア 貸付制度の対象者

母子福祉資金	20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母
父子福祉資金	20歳未満の児童を扶養している父子家庭の父
寡婦福祉資金	寡婦及び40歳以上の配偶者のない女子であって、現に児童を扶養していない方（扶養している子どものない方は、前年の所得が一定額以下の方）

※ 一部の資金については、母子家庭の母及び父子家庭の父が扶養する児童（子）、寡婦が扶養する子も対象となる。

イ 母子父子寡婦福祉資金貸付金の概要（令和元年度）

※全て無利子

区分	貸付対象等		貸付限度額	貸付を受ける期間	据置期間	償還期間
修学資金	母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童・子 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	児童（子）の修学のために必要な資金	修学資金貸付額（月額・参考）一覧表（145ページ）の1.5倍	就学期間中	当該学校卒業後6か月	10年以内 専修学校（一般課程）5年以内
就学支度資金	母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童・子 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	児童（子）の就学、修業のために必要な資金	就学支度資金貸付限度額一覧表（145ページ）のとおり		当該学校卒業後6か月	就学10年以内 修業5年以内
修業資金	母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童・子 父母のいない児童、寡婦が扶養する子	児童（子）が事業開始又は就職するのに必要な知識技能を習得するために必要な資金	月額 68,000円 特別（自動車運転免許習得の場合） 460,000円	知識技能を習得する期間中 5年をこえない範囲内	知識技能習得後1年	20年以内
技能習得資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	母・父・寡婦が事業開始又は就職するのに必要な知識技能を習得するために必要な資金	月額 68,000円 特別（自動車運転免許習得の場合） 460,000円 特別（12か月分を合わせて貸付） 816,000円	知識技能を習得する期間中 5年をこえない範囲内	知識技能習得後1年	20年以内 特別（免許）10年以内
就職支度資金	母子家庭の母又は父子家庭の父又は児童 父母のいない児童、寡婦	母・父・寡婦又は児童が就職するために必要な資金	100,000円 特別（通勤用自動車購入の場合） 330,000円 （うち230,000円を自動車購入に充当）		1年	3年以内

区分	貸付対象等		貸付限度額	貸付を受ける期間	据置期間	償還期間
事業開始資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	新たに事業を開始するために必要な資金	2,870,000円		1年	5年以内
	母子・父子福祉 団体		団体 4,320,000円			
事業継続資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦 母子・父子福祉 団体	現在営んでいる事業を継続するために必要な資金	1,440,000円		6か月	5年以内
医療介護資金	母子家庭の母又は父子家庭の父又は児童(介護の場合は児童を除く)寡婦	医療又は介護(期間が1年以内の場合に限る)を受け取るために必要な資金	医療分 340,000円 特別(所得税非課税世帯等の場合) 480,000円 介護分 500,000円		医療又は介護終了後6か月	5年以内
生活資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	知識技能を習得している間、医療若しくは介護を受けている間、母子家庭又は父子家庭になって間もない(7年未満)母又は父の生活を安定・継続する間(生活安定期間)又は失業中の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金	一般 月額 105,000円 技能 月額 141,000円 (注)生活安定期間の貸付は配偶者のない女子(男子)となった事由の生じた時から7年を経過するまでの期間中、月額105,000円、合計252万円を限度とする。親が生計中心者でない、現に扶養する子の生計を維持していない寡婦の場合は、月額70,000円を限度とする。また、生活安定期間中の養育費の取得のための裁判費用については1,260,000円(一般の12月相当)を限度に貸付することができる。	・知識技能の習得期間中3年以内 ・医療又は介護を受けている期間中1年以内 ・離職した日の翌日から1年以内	知識技能習得後、医療若しくは介護終了後又は生活安定期間の貸付若しくは失業中の貸付期間満了後6か月	技能習得20年以内 医療又は介護5年以内 生活安定貸付8年以内 失業5年以内
住宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	現に居住する住宅の補修・改築、建設・購入等のために必要な資金	1,500,000円 特別(老朽等による増改築の場合等) 2,000,000円		6か月	6年以内 特別7年以内
転宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住居の移転に際し必要な資金	260,000円		6か月	3年以内
結婚資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	児童(子)の婚姻に際し必要な資金	300,000円		6か月	5年以内
臨時児童扶養等資金	次の①～③のいずれにも該当する者 ①令和元年7月31日までに児童扶養手当法第6条第1項の規定による認定の請求をした者であること。 ②貸付の申請の際現に児童扶養手当の支給を受けている者であること。 ③令和元年8月分の児童扶養手当の額が、同年11月分の児童扶養手当の額に相当する額未満であること。		令和元年11月分の児童扶養手当の額に3を乗じて得た額から同年10月分の児童扶養手当の額に相当する額に3を乗じて得た額を控除した額	令和元年11月1日から令和2年1月31日まで	6か月	3年以内

(補足)

- 1 原則として、県内に在住し、かつ独立の生計を営む人で、確実な保証能力を有する連帯保証人が必要となる。連帯保証人に対しても償還開始後は年に1回償還状況のお知らせを送付するとともに、滞納がある場合には直ちに償還等を求めている。
- 2 原則として、日本学生支援機構による奨学金、県奨学金貸与制度等との併用はできない。
- 3 修学資金に関する限度額の詳細は、各窓口でご確認ください。
- 4 年賦、半年賦、月賦のいずれも可能で、繰上償還も行うことができる。
- 5 年賦、半年賦、月賦のいずれの場合においても、その指定日に償還しなかった場合には、その翌日から納入した日までの日数を計算し、元利金につき5.0%の違約金を徴収している。
- 6 母子・父子福祉団体への貸付けは政令で定める事業を行なう団体としている。

(令和元年度修学資金貸付限度額(月額・参考)一覧表)

(単位:円)

学校等種別		学年別	1年	2年	3年	4年	5年
高等学校 専修学校(高等課程)	国公立	自宅通学	18,000	18,000	18,000		
		自宅外通学	23,000	23,000	23,000		
	私立	自宅通学	30,000	30,000	30,000		
		自宅外通学	35,000	35,000	35,000		
高等専門学校	国公立	自宅通学	21,000	21,000	21,000	45,000	45,000
		自宅外通学	22,500	22,500	22,500	51,000	51,000
	私立	自宅通学	32,000	32,000	32,000	53,000	53,000
		自宅外通学	35,000	35,000	35,000	60,000	60,000
短期大学 専修学校(専門課程)	国公立	自宅通学	45,000	45,000			
		自宅外通学	51,000	51,000			
	私立	自宅通学	53,000	53,000			
		自宅外通学	60,000	60,000			
大学	国公立	自宅通学	45,000	45,000	45,000	45,000	
		自宅外通学	51,000	51,000	51,000	51,000	
	私立	自宅通学	54,000	54,000	54,000	54,000	
		自宅外通学	64,000	64,000	64,000	64,000	
大学院	修士課程	88,000	88,000				
	博士課程	122,000	122,000	122,000			
専修学校(一般課程)			32,000	32,000			

(令和元年度 就学支度資金貸付限度額一覧表)

(単位:円)

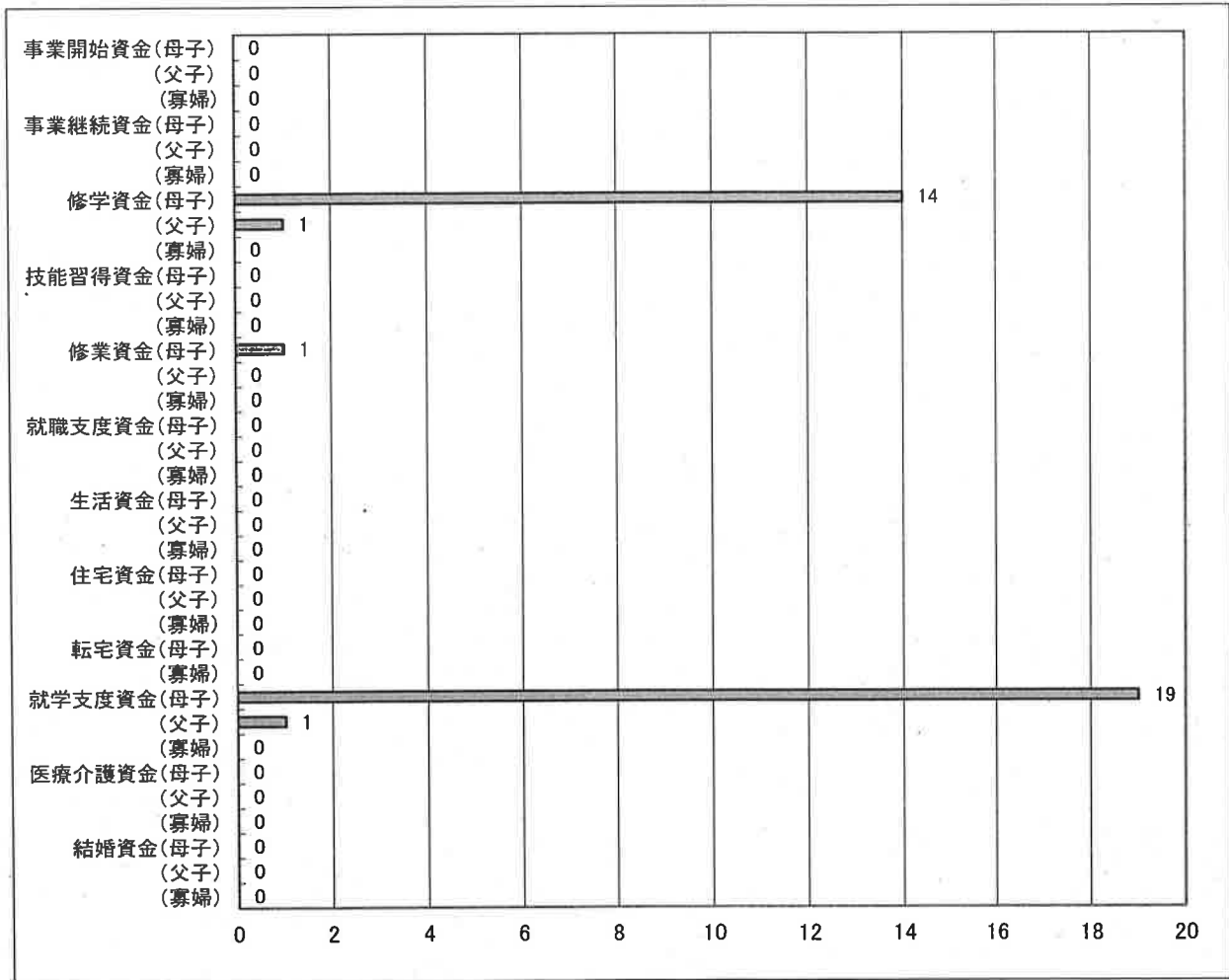
学校種別	内 容		限度額	学校種別	内 容		限度額
小学校	小学校に入学する場合		63,100	中学校	中学校に入学する場合		79,500
高等学校 専修学校 (高等課程)	自宅から 通学する者	国公立	150,000	専修学校 (一般課程)	自宅から通学する者		150,000
		私立	410,000		自宅外から通学する者		160,000
	自宅外から 通学する者	国公立	160,000	大学院	国 公 立		380,000
		私立	420,000		私 立		590,000
大短期大学 専修学校 (専門課程) 高等学校 高等専門学校	自宅から 通学する者	国公立	370,000	修業施設	自宅から	中学校卒業生	150,000
		私立	580,000		通所する者	高等学校卒業生	272,000
	自宅外から 通学する者	国公立	380,000		自宅外から	中学校卒業生	160,000
		私立	590,000		通所する者	高等学校卒業生	282,000

ウ 貸付状況の推移

(単位:件)

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
母子福祉資金	83	46	38	39	30	34
父子福祉資金	-	-	0	7	3	2
寡婦福祉資金	1	1	0	0	0	0

エ 貸付資金種別による貸付状況(平成30年度)



② 母子世帯小口資金

母子世帯が少額の資金を緊急に必要とする場合における、母子世帯の応急的な経済援助を図るため、必要な資金の貸付けを受けられる「母子世帯小口資金制度」を設けている。

平成30年度貸付状況

貸付件数	貸付限度	貸付場所
15件	50千円	徳島市母子寡婦福祉連合会

## 2 その他の支援

### (1) 市営住宅優先入居

ひとり親家庭の母又は父で20歳未満の児童を扶養している世帯、又は18歳未満の児童が3人以上いる世帯を対象に、市営住宅優先入居制度（受付期間：7月1日～7月31日、追加受付12月1日～12月28日）を設けている。

（単位：世帯、％）

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
申請世帯数	39	47	48	34	29	29
入居者数	8	6	6	6	6	7
入居率	20.5	12.8	12.5	17.6	20.7	24.1

### (2) 日常生活支援事業

ひとり親家庭の母又は父の一時的な病気等のため、日常生活に支障のある母子家庭や父子家庭等に家庭生活支援員を派遣し、必要な生活援助や保育等の支援を行っている。

なお、利用者負担（1時間当たり）は、世帯の所得に応じて、生活援助は0～300円、子育て支援は0～150円としている。

区 分	母子家庭	父子家庭	寡 婦
平成30年度登録世帯数	9世帯	2世帯	0世帯

### (3) JR通勤定期割引制度

児童扶養手当の受給世帯及び生活保護世帯を対象に、JR通勤定期乗車券購入に係る割引制度（3割引）を設けている。

### (4) たばこ小売販売業の許可

母子家庭の母又は寡婦に対するたばこ小売販売業の許可条件の一部緩和を実施している。

### (5) 公共施設等への売店等の設置

公共施設内に、新聞・雑誌・文房具・食料品等の売店や理容店、美容院等を設置する場合において、母子家庭の母、寡婦又は母子・父子福祉団体が優遇されることになっている。

ひとり親家庭に対する証明書交付状況

（単位：件）

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
通勤定期	4	15	12	11	11	5
たばこ小売人	2	0	0	0	0	0
そ の 他	0	0	0	0	0	0

(6) ひとり親家庭自立支援給付金事業

ひとり親家庭の母又は父の就業をより効果的に促進することを目的に、市が指定した教育訓練講座を受講した場合や指定した養成訓練（看護師、介護福祉士等）を受講している場合に、ひとり親家庭自立支援給付金を支給している。

(単位：人、円)

給付金の種類	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	支給者	支給金額	支給者	支給金額	支給者	支給金額
自立支援教育訓練給付金	1	26,640	5	219,461	7	294,842
高等職業訓練促進給付金等 (1)職業訓練促進給付金	24	22,543,500	26	25,609,000	30	27,407,500
(2)修了支援給付金	3	100,000	4	200,000	10	425,000

(7) 母子・父子自立支援プログラム策定事業

児童扶養手当受給者の就職や自立に向けた支援を行うために、それぞれの方にあった支援プログラムを策定している。

また、母子父子自立支援員が相談に応じ、就職等のサポートを行うとともに、必要に応じて、ハローワーク等との関係機関と連携し就労支援を行っている。

(単位：人)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
申請者数	4	6	5	1	0